
第2回社債型種類株式に関するQ&A

2024年8月30日付の当社取締役会において決議致しました第2回社債型種類株式の発行に関するご参考資料として、本Q&Aを作成しましたのでご参照ください。

ソフトバンク株式会社

2024年8月30日

質問	回答
<p>1. 社債型種類株式発行の意義、目的は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいと考えております。 このような背景の元、既存の当社普通株主の皆様の利益を可能な限り損なわず、自己資本の拡充を実現する調達手法として社債型種類株式が有用な選択肢であり、個人投資家を含めた幅広い投資家層のニーズに応えるものとして発行を決議いたしました。
<p>2. 社債型種類株式の特徴は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じないこと、②普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮^(※1)しつつ、健全な財務基盤を確保できること、等の特徴が挙げられます。 なお、社債型種類株式には株主総会における議決権がないため、種類株主が当社の株主総会へ参加することはできません。
<p>3. 第2回社債型種類株式は第1回社債型種類株式と同じ商品性となるのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1回社債型種類株式と同様に約5年間の固定配当をお支払いし、原則として発行日の5年後である2029年10月3日以降、当社の選択によって発行価格相当額に一定の調整を加えた額の現金で取得が可能である等の特徴を有する商品性となります。 配当のステップアップ（当初スプレッドからの上乗せ分）については、第1回社債型種類株式と異なり、2030年4月1日以降に+0.25%、2050年4月1日以降さらに+0.75%（累計で+1.00%）となります。
<p>4. 配当のステップアップを変更した理由は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に、外資系格付会社から格付取得する可能性を考慮した変更です。 仮に、当該格付会社より発行体格付を取得した場合、本社債型種類株式は当該格付会社においても50%の格付上の資本性評価を受けることを想定した商品性としています。
<p>5. 第2回社債型種類株式の資金使途は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生成AIを用いたサービスの実現、次世代社会インフラの構築など中長期的な企業価値の向上に資する成長投資資金として、その設備投資資金に充当していくことを想定しております。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

質問	回答
6. 第2回社債型種類株式の発行に関する日程はどうか	<ul style="list-style-type: none"> 第2回社債型種類株式の発行条件は2024年9月13日（金）から2024年9月18日（水）のいずれかの日に決定され、2024年10月3日（木）に払込み、2024年10月4日（金）に東証上場の予定です。
7. 第2回社債型種類株式の発行価格はいくらか、また売買単位は何株になるのか	<ul style="list-style-type: none"> 第2回社債型種類株式の発行価格は8,000円です。また、上場後は東証プライム市場で売買を行うことが可能であり、売買単位は100株です。
8. 第2回社債型種類株式の固定配当はどのように決定するのか	<ul style="list-style-type: none"> 第2回社債型種類株式の固定配当は、当社が受領した第2回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書および当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を踏まえて設定した仮条件（年3.20%以上、年3.50%以下）を基に、機関投資家や個人投資家の需要状況を勘案してブックビルディング方式と同様の方式によって決定します。
9. 第2回社債型種類株式を5年後に現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式は、当社の成長投資と株主還元の両立において重要な調達手法であり、今後も継続的に発行するには、社債型種類株主の皆様との信頼関係の構築が不可欠と考えています。 社債型種類株主の皆様がハイブリッド調達の市場慣習として、固定配当が終了する2030年3月31日までに、現金対価で取得（コール）されることを期待していることは十分に理解しています。 これらを踏まえ、第2回社債型種類株式を取得（コール）するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等に鑑みて、総合的に判断します。 なお、固定配当が終了する2030年3月31日の後、配当年率における基準金利への上乗せ幅は0.25%ステップアップし、JCRにより承認される資本性評価が低下（発行額の25%）する想定です。
10. 第2回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none"> 今後も高水準の株主還元を維持するという方針であり、今期の配当予想から変更ありません。

この資料は当社の第2回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。